

# 『農地法第3条』許可手続きに係る申請書及び添付書類一覧表

※○印は必須書類、△印は申請内容に応じて追加添付する書類です。

## ◆農地の貸借・売買をしたい。【農地法第3条】

	書類 種別	申請書・添付書類	提出 部数	備考
提出 書類	○ 必須	第3条申請書	3	ホームページからダウンロードしてご利用ください
		〃 別添	1	ホームページからダウンロードしてご利用ください
		土地登記簿謄本	1	法務局から入手してください（1筆600円）
	△ 追加	賃貸契約書		指示した場合、提出ください
		売買契約書		指示した場合、提出ください
		その他資料		指示した場合、提出ください

### ※注意事項

- ① 農地法による貸借は、農業委員会へ解約通知の提出がない限り、自動的に貸借期間が更新されます。
- ② 農地を求める場合は、既所有農地を含めて下限面積（1,000㎡）以上でなければ貸借・売買できません。
- ③ 耕作以外の目的で、貸借・売買で農地を取得する事はできません。
- ④ 現在、貸借権が設定されている農地の貸借・売買はできません。
- ⑤ 権利を取得した農地について、適正な管理がなされていない場合は刑罰に処されます。